

(別紙)

配分申請取扱基準

様式11『施設・社協』	様式12『団体』
<p>【民間福祉施設、保育所(認可外保育所含む)及び社会福祉協議会】</p> <p>配分対象:①社会福祉法人である施設 (ただし、特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人保健施設は原則対象外) ②保育所(認可外保育所含む) ③社会福祉協議会</p> <p>対象経費:①施設備品の老朽化、破損等により緊急に修理及び購入を必要とするもの(備品整備) ②施設利用者送迎用の車両の老朽化等による車両購入(車両整備)</p> <p>配分率 :事業費総額の4分の3以内</p> <p>配分限度額:200万円以内</p>	<p>【民間福祉団体、小規模作業所及びNPO・ボランティア団体など】</p> <p>配分対象:①県域を対象とする社会福祉団体及び更生保護団体 ②障がい者の自立支援を実施している小規模作業所 ③社会福祉事業活動を実施しているNPO・ボランティア団体</p> <p>対象経費:人件費等の経常経費を除く事業費及び備品整備費</p> <p>配分限度額:50万円以内</p>
<p>全国共通配分テーマ「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり～」に沿った社会的孤立の解消に向けた活動や事業に対して募集を行います。</p> <p>(例)生活困窮者世帯の見守り活動、ホームレス支援活動、歳末見守り活動、子ども食堂など</p> <p>〔配分対象〕社会福祉協議会、福祉団体、NPO法人、ボランティア団体など</p> <p>〔配分限度額〕30万円以内</p>	
<p>共同募金受配表示:車両や備品等の文字入れ経費を含めて、総事業費を算出してください。</p>	
<p>募集期間:平成31年4月1日(月)から5月31日(金)まで 〔県共募へは、6月7日(金)まで必着〕</p>	
<p>配分決定:平成32年(2020年)3月末〔県共募の配分委員会で審査、役員会において配分決定〕 NHK歳末配分については、NHKと協議の上平成31年度中に配分決定</p>	
<p>事業実施年度:平成32年度(2020年度)〔平成32年4月から平成33年3月までの事業〕</p>	